

平成17年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成17年6月15日（水曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について
- 第 4 議案第42号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第43号 邑楽町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第47号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算
- 第10 議案第 3号 庁舎等建設特別委員会の廃止について

○出席議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	収入役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
石井節雄	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長
遠藤幸夫	学校教育課長

堀 井 隆 生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄	事 務 局 長
飯 塚 勝 一	書 記

◎開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成17年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時49分 開議]

◎諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成16年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において青木久議員、千金楽幸作議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から21日までの7日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中川健治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は21日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について

○中川健治議長 日程第3、報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙、西邑楽土地開発公社に関する予算書及び決算書のとおり報告申し上げます。

○中川健治議長 報告の件について質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 なければ、以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 議案第42号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○中川健治議長 日程第4、議案第42号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第42号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、識見を有する者のうちから選任する監査委員、邑楽町大字中野4948番地、大塚久夫氏の任期が平成17年6月18日をもって満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第43号 邑楽町保育所設置条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第5、議案第43号 邑楽町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第43号 邑楽町保育所設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立南保育園の移転改築に伴う位置の改正、及び戸籍の電算化に伴う町立中央保育園の地番表示の改正を行いたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 邑楽町保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第44号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第6、議案第44号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第44号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立長柄小学校管理教室棟の耐震補強・大規模改造本体工事を施工するため、去る5月26日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、河本工業株式会社が1億5,414万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 ただいま町長より提案されました議案第44号 工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、邑楽町立長柄小学校管理教室棟耐震補強・大規模改造本体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億5,414万円。

4、契約の相手方、館林市北成島町2544番地、河本工業株式会社代表取締役、河本栄一でございます。

工事の概要につきまして説明を申し上げます。工事の場所でございますが、長柄小学校管理教室棟でございます。本工事は耐震補強・大規模改造本体工事でございます。工事面積は、延べ2,405平方メートルでございます。

次に、工事内容でございますが、耐震補強工事では、鉄骨ブレースによる補強3方面と、RC増設壁補強7カ所、その他この工事に伴う既設撤去、外壁、内部改修等が予定をされております。

また、大規模改造工事では、耐震補強工事の対象外工事について、屋上の改修を初め外壁、内部、各改修等が予定をされております。

さらに、補助対象外工事では、渡り廊下改修工事、屋外トイレ改修工事等が予定をされております。

主な工事は、夏休み中に終了する予定であります。工期につきましては、議会の議決の日から10月14日を予定をしているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第45号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第7、議案第45号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第45号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立長柄小学校管理教室棟の耐震補強・大規模改造機械設備工事を施工するため、去る5月26日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、三洋関東設備機器株式会社が5,250万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 ただいま町長より提案されました議案第45号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結については、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町立長柄小学校管理教室棟耐震補強・大規模改造機械設備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、5,250万円。
- 4、契約の相手方、前橋市古市町一丁目50番地の14、三洋関東設備機器株式会社代表取締役、越塚輝雄でございます。

工事の場所及び内容でございますが、長柄小学校管理教室棟耐震補強工事・大規模改造機械設備工事でございます。

工事面積は、延べ2,405平方メートルでございます。

工事内容でございますが、耐震補強工事では、補強に伴う機械設備撤去、復旧工事等が予定をされております。また、大規模改造工事では、給水設備改修、排水設備改修、衛生器具設備改修、消火栓設備改修、ガス設備改修、空調設備工事、換気設備改修、浄化槽設備工事、撤去工事等が予定をされております。

補助対象外工事では、給水設備工事、排水設備工事、衛生器具設備工事、消火栓設備工事、撤去工事等が予定をされております。

主な工事は、本体工事と同様夏休み中に終了する予定であります。工期につきましては、議会の議決の日から10月14日を予定をしているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第46号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第8、議案第46号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第46号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

公共下水道鶉・新中野幹線管渠築造工事を施工するため、去る6月1日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、株式会社徳川組が1億8,532万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては水道課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 議案第46号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、公共下水道鶉・新中野幹線管渠築造工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億8,532万5,000円。
- 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。工事の場所につきましては、幹線5号線新中野地内県流入点から東武鉄道軌道下を通過し、水木

野橋までの間を施工するものでございます。

工事の概要につきましては、泥濃圧式推進工法でございまして、この推進工法の特徴は、道路形状に合わせ、カーブがあっても施工できるものでございます。発進用立て坑1カ所にて口径800ミリの推進用ヒューム管を連続して404メートル布設し、通過立て坑等によりマンホールを4カ所設置するものでございます。

工期につきましては、平成18年2月28日までの予定でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第47号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算

○中川健治議長 日程第9、議案第47号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第47号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,733万5,000円を追加し、予算の総額を79億6,833万4,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、国庫補助金の産業再配置促進施設整備費補助金3,759万6,000円、県支出金230万円、繰越金5,743万9,000円の追加であります。

支出の主なものは、南児童館建設事業費8,815万4,000円、中央公園整備事業費500万円であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足申し上げます。補正予算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入ということで、国庫支出金の国庫補助金ですが、3,756万円、これは先ほど町長が申しあげました産業再配置促進施設整備費補助金でございます。

その下でございますが、総務費の委託金ということで3万6,000円、これにつきましては外国人登録事務の委託金ということでございます。

次に、14款の県支出金になりますが、農林水産業費補助金としまして、一番右の説明の欄でございますが、子どもと木のふれあい推進事業補助金、これについては南児童館並びに北児童館の今年建設をするわけですが、県内産の木材を使用するということでの補助金でございます。

次に、県委託金でございますが、教育費委託金としまして7万円、これは不登校対策支援実践研究事業委託金でございます。

歳入としまして最後になりますが、繰越金を5,743万9,000円、前年度からの繰越金を予定しております。

次のページをお願いします。歳出に移りますが、総務費の総務管理費で財産管理費80万円、この内容でございますが、修繕で30万、あるいはサーバー室改修工事50万ということで、コンピュータを使うためのサーバー室がございますが、ここが熱を帯びてサーバー室の温度を下げないとコンピュータが十分に使用できないということでの工事でございます。

2款の総務費、戸籍住民基本台帳費でございますが4万5,000円、外国人登録事務の事業でございまして、職員の旅費でございます。

次に、民生費でございますが、児童館の運営費ということで掲げてございますが、南児童館の建設事業でございます。一番右の説明の欄にございますように、設計管理委託料並びに建設工事、施設用備品購入費、水道管施設工事負担金等の支出を予定しております。

次のページをお願いします。8款の土木費、道路橋梁費の道路新設改良費の中で臨時職員を雇う状況ということで賃金を計上しているところでございます。

次に、都市計画費、公園費の中で500万円でございますが、中央公園の5号線北側に公園用地がございますが、これ今埋め立て等をしておりますが、少し手を加えて整備を図り一定の利用に耐えるものにしたいということで500万円を計上するものでございます。

10款の教育費でございますが、小学校の学校管理費ということで不登校対策支援実践研究事業ということで7万円の支出を予定しております。中身については、報酬あるいは需用費ということでございます。

次に、教育振興費の17万1,000円でございますが、中野東小学校における特学の設置等に伴う備品等の購入費用ということでございます。それと、就学奨励事業としての支出も予定されております。

次のページをお願いします。10款教育費の中学校費でございますが、中学校のプール給水に漏水が認められ使用できないということで、既定の予算の中で修繕を行ったところでございますが、17年度においてはまだ9カ月近くございますので、その補修費についての増額をしようとするものでございます。

次に、保健体育費、下になります。スポーツレクリエーション広場費ということで98万8,000円、これにつきましては現在産業研修会館の南側、小学校との間にゲートボールコートが設置してございますけれども、そこへ南児童館を建築したいということで、ゲートボールコートがなくなるということに伴って、スポーツレクリエーション広場の方にゲートボール場を整備したいということでの工事代金ということでございます。

以上で説明終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議発第3号 庁舎等建設特別委員会の廃止について

○中川健治議長 日程第10、議発第3号 庁舎等建設特別委員会の廃止について議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

松島茂喜議員。

○2番 松島茂喜議員 議発第3号 庁舎等建設特別委員会の廃止について、提案の理由を申し上げます。

お手元に配付されている資料の内容を朗読することでかえさせていただきたいと思っております。

平成17年3月臨時議会において、町長提出の平成17年度当初予算から庁舎建設事業費全額を削除する修正案が議員提出され、審議の結果賛成多数で可決した。議決した結果を尊重するという民主主義の基本的な観点から、現段階では、当委員会を存続することは、必然的にできないものと認識せざるを得ない。

よって、ここに庁舎等建設特別委員会の廃止についての議案を提出する。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

金子議員。

○6番 金子正一議員 私も特別委員会の副委員長という立場から、過日6月6日の日に庁舎問題の特別委員会の委員会が開催をされました。その結果については、相場委員長の方から報告があったとおりであります。その中身については、議論がそれぞれ伯仲をした中でなかなか歩み寄りが得られなかった。したがって、当分の間これらについては検討を要すると。和を持った審議運営が必要であろうというような内容から、相場委員長の方ではそのような報告がされたわけであります。

この提出の理由の中でございますけれども、それらの報告があったにもかかわらず、この庁舎問題の特別委員会を存続することがなぜできないのか、提案者にお聞きしたいと思います。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今金子議員の質問にお答えをしたいと思います。

さきの6月6日、全協を行いました。その中でこの庁舎等建設委員会の廃止についてということで議論がされたということは、今金子議員がおっしゃったとおりでございますが、そのときの内容についても一度よく思い出していただきたいのですが、議長からも二、三日のうちに。できれば定例会の前に開いていただきたいという意見も、議員の方から出たことだと思います。そして、相場委員長は、副委員長の金子議員とよく話をし、それで皆さんに報告をしてというお話でしたが、その報告なしに今まで現在に至っているわけでございます。この庁舎特別委員会の廃止についてということで先ほど私の方から理由を申し上げたとおり、議会で出した結論を議員は尊重しなければならない。そういったことを最大の民主主義の基本原則としてとらえることができるのであれば、逆に私に対して金子議員が質問しているということは、ちょっとおかしいのではないかと、私はそういうふうに思います。

と申し上げますのは、その提出理由の中にもありますが、庁舎建設費を全額削除してということでもあります。その修正案に金子議員も当然のごとく署名をしてあります。そして、そのゼロにしたということで、金子議員の思っているとおりの採決が行われまして結果が出たわけでございます。ですから、そのときに、個人的なことになるかもしれませんが、その採決に対しては私は反対いたしました。しかし、出した結論は全額カットというそういった結論でございます。ですから、なぜこの場で逆に私に対して質問ができるのかなと、非常に疑問に思うところでございますが、繰

り返し述べるようでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、議会みずからこの庁舎建設事業費については全額を削除したと、項目がなくなったということでございます。予算書に項目がないことについて、議会内の庁舎等特別委員会が存続する必要は必然的になくなったと、そういうとらえ方でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 わかりました。

それでは、その審議に入る前に執行部にちょっとお伺いしたいのですけれども……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 静粛に願います。

○6番 金子正一議員 実は、減額修正をしたという部分については、過去の建設する計画の内容から、町長は一般質問の中で多層階、新しい設計に切り替えていきたいのだというような答弁がありました。それは町長の考え方ですから。ただ、なぜ庁舎建設の調査研究が必要なのかということの一つの点について絞ってお伺いしたいと思います。

〔「議題とは関係ありません」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 6月の6日の日に、全協の中で100万円の委託料の云々という話がありました。そこで、私はその後いろいろ調べてみました。そうしますと、これは担当される課長にも先ほど聞きました。それから、執行部の総務課長からも聞きました。それで、5月13日の日に……。

〔「後で一般質問でやったほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 金子議員に申し上げます。今議題になっているのとはちょっと逸脱しているような関係のところもあるような感じがします。その辺もよろしく願います。

○6番 金子正一議員 議長、逸脱はしていないと思うのです。関連する部分があるのでお伺いしているわけです。そうしなければ、この特別委員会の廃止について十分な議論ができないから、その前段としてお伺いするわけです。

5月の13日に依頼をされ、16年の7月8日にご査収をいただきました邑楽町役場庁舎等保健福祉センター調査業務に関して、下記の業務報酬のご請求を申し上げますというのが、これは町長あてに来ていると思います。ファクシミリで送ってもらいました。その内容について今度は建設室長に、7月8日の報告書を提出した後に、邑楽町役場庁舎等保健福祉センター業務に関して請求書を提出するようとお話がありました。年度末ですので、本日請求書を送付いたしますというのが3月31日付で来ているわけです。このことについて総務課長と庁舎建設室の室長に聞きましたら、請求書は来ていますという答えです。ですけれども、内容はわからないということなのです。特に庁舎建設の室長は委託契約も結んでいない、請求書の内容もわからないからということなのです。その請負代金の請求書が119万7,000円ということに来ています。

○中川健治議長 金子議員に申し上げます、議題から外れていますので。このことにつきましては、庁舎特別委員会の廃止についてという形でもって今議題になっています。

○6番 金子正一議員 ですから、議長、その廃止の議案に審議に入る前に、こういう事実があったのだ、だから庁舎建設特別委員会には必要性があるのだということで締めくくりたいわけです。発言をご許可願います。119万7,000円の請求が来ています。このように、内容が私たち議会の方には報告はされていませんし、当然そういうことについて明細から配達証明づきで来ているわけです。それ知らない、内容がわからないということでは、ちょっと執行部の方としてもどうなのか。

したがって、今松島議員が提案者の代表として廃止ということの議案で審議が上がりましたけれども、私はそういうことも含めて松島議員ほか2名の方には十分猛省を促したい。そういうことでお願いしたいと思うわけです。

終わります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

[午前11時30分 休憩]

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前11時42分 再開]

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 議長にお願いがあります。

先ほど金子議員の発言の中で、議長から2回も議発の提案の趣旨から逸脱しているから、そのお話については差し控えてほしいということで2度注意されました。にもかかわらず継続して質問していましたけれども、3度目には議長の言うことを聞かないのは退場してもらうぐらいな、今後の議会運営をきちんとしていただきたいと思います。

以上です。

○中川健治議長 ただいま大野議員のおっしゃったことわかりますけれども、先ほど休憩に入りました、金子議員にお話ししたところ、了解したという形で、この件につきまして、金子議員の質問に対しては全員協議会の席で行いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

青木議員。

○16番 青木 久議員 庁舎等建設特別委員会の廃止について、反対討論をいたします。

先ほど提案者から予算の庁舎等の予算を否決したのだから、項目がないのだから当然廃止すべきだ、そういうような提案がありました。私はそうではなく、この3月の定例会のときに6,290万予算を出されましたけれども、これはとんでもない前の公募による335社の中から住民参加型による選定を行って、1億4,000万円からの支出をされてきたわけです。その設計がいい悪いをよく検証もしないで新たな業者に設計委託料として計上した。これは筋が通らないということで私たちは反対しました。そういう経過があるわけで、その前のことも検証もしないで、そこがわからないし、なぜそういうふうにしなければならないか、その理由というのは大事なことだと私は思っております。

そういうことで、また項目がないからと言っても、庁舎建設基金は存続してあります。そういうことで、さっき金子議員の発言の中にも、まだいろいろと不透明な疑問に感じるようなわからないこともあります。そういうことで、よくわかるような透明性のある進め方ができる、説明ができるようにきちんと委員会を存続して責任を果たしていただく。

そういうことで、本案に反対し、反対討論とさせていただきます。

○中川健治議長 相場議員。

○13番 相場一夫議員 反対討論をいたします。13番、相場です。

これから庁舎をつくるというこの現段階において、委員会を廃止するという方向で動いているようでもありますけれども、そういったことであるとすると、何かつじつまの合わない部分に入ってくるように気はいたしますし、新たな設計費を削除したから委員会はやらないのだという議論にもならないと思うわけでありまして、というのは、既に設計の1億5,000万円、これは支払われているわけでありまして、その1億5,000万円の使われている庁舎建設が既になくなったというわけではなくて続いているというふうに私は認識をしているわけでありまして、山本理顕を呼んで今までの経過等を十分に把握した中で、これからは明らかにしていかなければならない仕事はかなり多く存在をしている、私はそういうふう感じておりますし、26億円でつくるというこの計画が去年度からいろいろ計画をなされていたようでもありますし、100万円の請求書の送付がなされているということについても、26億円の範囲の中で検討がなされたという事実であると私は感じておるわけでありまして、ここがすべての話し合いの原点になっていくのではないかと。委員会の存続について廃止ということでは、私は反対といたします。

以上です。

○中川健治議長 本間議員。

○11番 本間恵治議員 11番、本間です。庁舎等建設特別委員会の廃止につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

町長は、設計委託費を計上するときにはっきりと言ったと思います。予算を計上して皆さんと相談をしてこれからのことを決めていくのだと、そういうふうな話もございました。そして、先ほどは庁舎等建設特別委員会の副委員長をしている金子議員、そして今建設委員長の相場議員が反対の討論いたしましたけれども、前に全協を開いたときに、議長の方から、本議会までに特別委員会の廃止を含めて返答するよということに打診があったにもかかわらず、委員長と副委員長は何ら話もしていません。先ほど金子議員がみずから申しましたので、それは明らかだと思います。それがここへ来て大義名分を反対の討論申しましたけれども、それが本当に正しいかどうか、よく自覚していただきたい。私は、予算の廃目、ゼロにするときに、これからもやっていくのであったら、たとえ少しでも残して、存目程度残した中で対応していくのが予算のとり方だと私は申しました。それをゼロ、廃目にしたということにつきましては、もうやらないからゼロでいいのだよとある意味では言っているわけです。そして、特別委員会で決をとらずに委員長が固持して引き延ばしたわけです、実際には。それを何ら責任を委員長、副委員長はとらずに反対の討論をするというのは、もってのほかだと思います。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○11番 本間恵治議員 私は一から出直すためには、ゼロにしたのですからきれいにして、また新体制のもとに邑楽町の庁舎を、本当に町民のために立派なものを、立派だというのは高価なものということではございません。必要最小限、機能的で経費のかからないそういったものをつくるということは町長も言っているのですから、それに沿って私は鋭意みんなで努力をして、立派な町の庁舎が完成するようにしていくための第一歩が、特別委員会を廃止する一つの手段だと思います。これからゼロで1からやり直すのです。

私は、そういった意味で、庁舎等建設特別委員会の廃止について賛成をさせていただきます。

○中川健治議長 ほかにありませんか。

細谷議員。

○12番 細谷博之議員 12番、細谷です。反対討論をしたいと思います。

前の山本理顕さん、これは先ほど青木議員が言ったとおり、全国に公募いたしまして335社、その中から今度は公開で選ばれた山本理顕の工法でございます。それを私たち議員は入札まで認めてきました。たまたま選挙がありまして、結果は町長がかわりましたけれども、議員として入札まで認めてきた事実があります。だからこそ町は、1億4,000万の金を山本理顕に払ったと思います。それを町長がかわった、町が変わるの結構です。もしこれをそのままパーにしたら、1億4,000万、これは税金の全くのむだ遣い、大変町民をなめていることではないかな、そのように思います。

まだもろもろのことがありますので、ぜひ今の庁舎等建設特別委員会は存続していただきたい。

そのように思います。

以上です。

○中川健治議長 横山議員。

○10番 横山英雄議員 庁舎等建設特別委員会の廃止についての賛成の討論を行います。

私は、合併問題調査研究特別委員会の委員長をやっております、新しく今回議長がかわり、後期の人事も全部決まらせて、合併の特別委員会も、庁舎等建設特別委員会も、両方がゼロに戻して、廃止にして、本当に町民のためになるようにみんなで議員は考えていこうではないか。なぜ庁舎等建設特別委員会の委員さんがこれに廃止をしないのでやるのだと、そんな大事なことであれば、なぜそんな少ない人数でやるのですか。議員全員で真剣に話し合って、町民のためになるように税金のむだ遣いしないように、そういうふうになればいいのではないですか。庁舎等建設特別委員会が今までにどれだけ会議を開いて、どんなことをやったのか、ほとんどやっていないでしょう。廃止についての会議にしても、6日にあんなに延長、延長で待たされて、決まらずに、そして議長から二、三日じゅうに必ず開いてくださいよと、6月の定例議会に間に合うよにしてくださいと、廃止の方向でお願いしますと言われたにもかかわらずやらない。そういう委員会は必要ないと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 廃止に対して反対討論をいたします。

私は議員になって以来、邑楽町におきましては公共施設の整備というのが極めておこなっている町だと、そういったことは周りの町村見れば明らかであります。したがって、私は本町におきまして庁舎の建設、並びに町民の多くの方が希望している多目的ホール、これをいち早く取り組むべきだというふうに考えているものでございます。また、数年前というふうにお聞きしておりますけれども、町民の方が8,000名の署名を集めて多目的ホールをつくっていただきたいと、取り組んでいただきたいというふうな請願がなされたというふうにも聞いております。

そういった中で、町長は合併があるまでは凍結だというふうに引き延ばしてきました。それで、合併がというお話で、それが破綻というふうな表現使っているかわからないですけども、なりましたら、庁舎に取り組みたいということになったわけでございます。そして、過日3月の定例会におきまして、庁舎、我々はどう取り組むのだろうかというふうに常に心配してきたわけがあります。町長にお尋ねしたところ、町長は何て答えたか。要するに合併が現在こういう状況になってあるから、庁舎に取り組みたいということでもあります。庁舎につきましては、26億円の基金の範囲内で建てたい。多目的ホールにつきましては、町民のニーズがあれば建てたいと言っているわけです。そして、町長は、そのほか我々に多層階という言葉も聞いております。それと効率的な庁舎

を建てたい。これだけのことしか我々は聞いていないわけであります。そして、3月の定例会において我々が予算書を見て、初めて庁舎6,290万を盛ってあったわけです。これでは我々議員は事前の相談もなく、重大な設計変更が、あるいは内容変更があるにもかかわらず議会に対して相談がなかった。我々は、先ほど申し上げた3点ぐらいの説明でこの予算を承認するという事は極めて難しい。議会としての、議員としてのチェック機能を果たし得ないのではないかと、そういうことで否決したわけであります。我々はもともと邑楽町は、庁舎と多目的を一日も早く建てたいということであります。それを具体的な相談もなく、予算書を見て、我々議員は初めて知るという状況なわけです。果たして我々はそれを賛成できるわけですかということです。

先ほどの論法を聞きますと、予算において存目を廃止したから、なくなったからいいのだというのではないわけです。庁舎をもう建てないということであれば、庁舎特別委員会廃止はこれやむを得ないでしょう。我々は庁舎を建てたい、多目的ホールも早く取り組みたいというふうに考えておるわけです。そういう気持ちがあるから、特別委員会をつくっていい庁舎を、多目的ホールというふうに願って委員会は組織しているはずですよ。そういったことに対して執行部の説明がどれだけあったのでありましたか。

また、いろいろ聞いておりますと、先ほど金子議員の指摘のとおり、我々はいろいろなことを聞きたいことは十分あるわけです。ともに新庁舎を取り組みたいという気持ちあるわけです。それにもかかわらず存目が廃止になったから即特別委員会を廃止するというのは少し乱暴が過ぎるのではないですか。議会は、執行部と相談するという事は大事なことであります。それとあわせてチェック機能ということを果たさなくてはいけないわけであります。それを単純に庁舎は別、廃目になったから特別委員会廃止して別のものをつくるのだと、こういうことでいいのでありましょか。我々は特別委員会はきちんとあるわけですから、そのまま機能させて、町民の要望にこたえるというのが我々議員の責務であります。したがって、いろいろな数々の多くのことがあるにもかかわらず、こういう実態で廃止というのは暴挙であると私は考えております。

よって、本提案に対して反対討論といたします。

○中川健治議長 ほかに。

石井議員。

○20番 石井悦雄議員 何人かの方から、庁舎等建設特別委員会のお話が出ました。もちろん20名の議員さんはそれぞれ考えがあろうかと思えます。わかりやすく申し上げます。合併特別委員会が解散したという一つの理由には、現状では特にその勉強する必要性はないということで、またその時期が参ったならば皆さんと相談した中でやっていけばいいではないかということでもありました。庁舎建設もそうでございます。今いろんな方からお話があったとおりです。決して難しいことは申しません。必要性が発生したときに新たに議員同士で意見交換等を行って、必要であればそれをつくればいいのではないかな、そんな考えを持っております。もちろん庁舎等についていろんな問題等

がございます。それは議員としてこれからも議場で幾らでも議論を交わすことはできると思います。ですから、委員会を廃止にして、新たなスタートができる日を期待しております。

そういった観点から、本案に賛成をするものでございます。

○中川健治議長 ほかにありませんか。

後藤議員。

○1番 後藤勝子議員 去年の12月にこのような立派なご本を私たちはいただきました。この一番初めのところに、久保田文芳町長の言葉が、とてもすばらしい文章で書かれております。内容は、今まで庁舎特別委員会、一般公募で選ばれた方たちと常に一緒にやってきた中の内容についてだと思います、文章を読みますと。ですから、このとおりにやっていると本当に何も問題はないのですけれども、そういうふうになっていないので今大変なことがいろいろ起こっていると思います。

それで、これの中に、インターネットで公募をしたときに、ここに22番まで要件が書かれております、一番最後のページです。その要件の中の19番、特定された設計書の責務、設計提案協議により特定された設計者は、邑楽町と随意契約の上、基本設計、実施設計及び工事管理の業務を実施するものとしますという文章があるのです。邑楽町はこのときに、基本設計と実施設計までは契約をしております。工事のところにとまりました。邑楽町、前神藤町長、邑楽町、久保田文芳町長ということで、邑楽町ということが上についております。ですから、名前がかわろうと、この責務のところのこの文章は生きているそうです。

ですから、こういうことがありますので、庁舎等建設特別委員会は、これについてこれから勉強していかななくてはいけないと思います。ですから、私はぜひ存続させていただくことをお願いいたします。

以上です。

○中川健治議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議発第3号 庁舎等建設特別委員会の廃止について採決します。

〔「議長、全協を開いた後に、再度開いて採決をやっても
らいたい」「必要なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 零時05分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 零時07分 再開〕

○中川健治議長 この採決は、挙手により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議発第3号 庁舎等建設特別委員会の廃止については、可決されました。

◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 零時08分 散会〕